

令和 7 年度 高齢者带状疱疹定期予防接種のお知らせ

接種を希望される方は、下記の案内をよくお読みになり、必要性や副反応について十分理解したうえで接種を受けてください(接種は強制ではありません)。

なお、予防接種に係る費用の一部を助成しております。

記

● 対象者

年度年齢	生 年 月 日
65歳	昭和35年4月2日 ~ 昭和36年4月1日
70歳	昭和30年4月2日 ~ 昭和31年4月1日
75歳	昭和25年4月2日 ~ 昭和26年4月1日
80歳	昭和20年4月2日 ~ 昭和21年4月1日
85歳	昭和15年4月2日 ~ 昭和16年4月1日
90歳	昭和10年4月2日 ~ 昭和11年4月1日
95歳	昭和 5年4月2日 ~ 昭和 6年4月1日
100歳以上	大正15年4月1日以前



これまでに任意で带状疱疹ワクチンを接種し、町から助成を受けたことがある方は、この定期予防接種の対象となりません。ご不明な場合はお問い合わせください。

◎65歳未満で対象となる方(保健センターへ事前申請が必要です)

60歳から64歳の方で、免疫機能障害があり日常生活がほとんど不可能な方

● 接種期間 令和8年3月31日まで

● 接種回数 ・ 自己負担金 ※ 医療機関窓口でお支払いください。

★ワクチンは2種類から選ぶことができます。

ワクチンの種類	接種回数	自己負担金
生ワクチン 【乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」】	1回	3,200円
組換え(不活化)ワクチン 【シングリックス】	2回	8,000円/1回

※上記の負担金は、接種費用の一部です。残りの部分は町が負担します。

※生活保護世帯の対象の方は無料です(保健センターへ事前申請が必要です)。

● 生ワクチン【乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」】を接種される方

病気や治療によって、免疫が低下している方は【生ワクチン】は接種できません。

● 接種方法

1. 接種医療機関に予約

美濃加茂市・加茂郡内の契約医療機関に予約する。

ただし、かかりつけ医が医療機関一覧表以外の県内医療機関の場合で、かかりつけ医での接種を希望する場合は「岐阜県広域化予防接種事業」で接種を受けることが出来ます。まず、かかりつけ医に「岐阜県広域化予防接種事業」での接種ができるかを確認し、川辺町が交付した予診票にて接種を受けてください。

2. 予約した医療機関で接種を受ける

【 持ち物 】

- ・予診票(自宅で必要事項を記入して持参する)
- ・接種記録(予診票と同封)
- ・自己負担金 3,200円(生ワクチン) 8,000円(不活化ワクチン)
(生活保護世帯の方は町が発行した証明書)
- ・健康保険証等本人が確認できるもの

※予防接種について効果や副反応を理解・納得された上で自署欄を署名してください。

ご本人が自署できない場合は、ご家族が代筆してください。

①接種後 30 分は医療機関で様子を見るか、医師とすぐに連絡が取れるようにしましょう。

②接種記録を受け取り自宅で保管してください。

接種済証が必要な場合は申請が必要です。保健センターまでお問い合わせください。

予診票を忘れた場合、接種ができないことがあります。また、予診票の裏面には自署欄があります。何らかの理由で自署ができない場合は、代理人が同行して署名してください。

【 施設等に入所中で接種を希望される方 】

- ・県内の施設に入所中又は、長期入院中の方は、施設にご相談ください。
- ・県外の施設入所又は、長期入院中の方で接種を希望される方は、保健センターへご相談ください。(助成制度があります)